

第2号様式（第12条関係）

令和3年度 第3回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和3年11月8日（月） 午前10時00分から午後11時45分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 第6会議室
- 3 出席者 大津浩会長、坂田淳一委員、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）

5 次 第

(2) 議 題

- ① 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問）No.219 案件

【市長室 秘書総務課】

6 議事要旨

(1) 議 題

- ① 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問）No.219 案件

【市長室 秘書総務課】

会 長 寄附者の意向を踏まえた上で情報公開すべきかが論点となる。2回目以降の寄附者の意向について、担当課から調べた内容を報告してほしい。

担 当 課 資料1①で、寄附者は公にすることを好まない記述があった。資料1②も氏名を公表しない旨の記述がある。資料1③も公にしたくない意向がある旨確認できた。また、タウンニュースで2回目以降の掲載の有無を調べたが、記事は確認できなかった。

会 長 特段の事情がない限り、寄附者が公表を望んでいなかった明確な証拠となる。1回目はタウンニュースに掲載されたことから、寄附者の意思確認はできている。資料1①で公になることを望まない記述があるが、これはどの寄附を指すのか。

担 当 課 平成16年2月19日の寄附と推測される。

会 長 この間4回寄附が行われているが、意思確認できる記録は一切ないのか。

担 当 課 ない。

委 員 資料1②の下から4行目に、「なお、寄附者の希望により、氏名は公表せず、篤志家とする。」とあるが、金額は公表されたのか。

担 当 課 資料は残っていないが、少なくとも氏名は公表していないことは読み取れる。

会 長 氏名のみならず、金額や経緯は人格的利益に直接結びつく情報であり、個

人情報に該当する旨の見解が前回でている。公表してほしくないと言っているのがどの範囲なのか、ある程度明確にならないといけない。また、官報に掲載されるのはどのような内容か。掲載を拒否していたのか。

担当課 拒否していない。官報に金額は掲載されない。授賞した事実と氏名のみ掲載される。資料1①は担当課と本人のやり取りを記したものだが、官報への掲載を伺っているということは、当時本人は大々的に公にされるのは望まない意思があったのではと推測される。

会長 その際、掲載される内容を説明したのか。

担当課 官報とはどういうものかという説明はしていると推測される。

担当課 資料1①3行目は、文脈的に公になることを好まないため結構です、という表現が「いいです」となった。その上で当時の担当者が本人に説明し、上申したと推測される。

担当課 タウンニュースで2回目以降掲載していないことは、否定する気持ちが強かったと思われる。

委員 表彰されると官報に掲載されるので、ある程度は個人情報の公開が予定されている。褒章を辞退まではしておらず、褒章を受けている以上、寄附金額は公開すべきだと考える。

委員 請求者は、寄附された金額を市が確実に受領したか、また不正の温床になっていないかを知りたいとある。受領方法はどうなっているのか。

担当課 金融機関を経由して市の口座に振り込まれている。

委員 紺綬褒章は一般新聞に載るのか。

担当課 載らない。

会長 寄附金の不正使用等への懸念からこの情報公開請求があったとすると、寄附金額の公表は必要である。毎年いくら寄附されたか公にされているのか。

事務局 公表されている。

会長 個別案件は別として、毎年いくら寄附されているか公表されて全体が判明していれば、その関連で不正使用や隠匿されているか分かると反論できる。市民からすると、寄附金の趣旨を知ることは、ある意味、市の政治、行政に影響を与えることから、寄附金の趣旨は公の性格も持っていると考ええる。

会長 特定の寄附の紐づけまで行うのは個人の特定に繋がるので、本人の公開してよいという意味がなければ公開すべきでないが、公的な性格のある寄附については、ある程度趣旨を公開することは必要だろう。

事務局 本市では、寄附金を受領する場合、一般会計の歳入予算において寄附金の枠に計上され、翌年度議会で決算報告の承認を受ける。また、寄附条例に基づき、本人の意思で寄附する基金等を指定して寄附しており、決算額と基金ごとの金額が計上される。

【担当課退席】

- 会 長 最初のタウンニュースへの掲載以降は、本人は何らかの形での公表は望まないという意思があったと推測される。その上で、請求者の意図が、寄附金の不正な収受や使用等がないことの確認である限り、毎年度の寄附金額と各基金への配分が決算報告書に計上、公表されている旨を請求権者に示せばよいと考える。
- 委 員 請求者の意図を除外して、条例等に照らし合わせて判断すればよい。2回目から5回目までは非公開を望んだことにならないのではないか。それ以降も、官報への掲載を説明した上で、本人の意向で上申するという明確な記載があれば、本人が公開を全く望まなかったと判断する必要がない。
- 会 長 個人情報なら非公開とすべきだが、公共の利害に関わるなら、本人の個人情報の範囲は狭くなる。請求権者の主張に正当性がある部分は何かということを考えるべきだ。
- 委 員 褒章を授与されているので、その寄附は金額も公表されて然るべきだ。褒章を受けていない寄附について金額は公表しなくてよい。
- 会 長 褒章を受けることに同意した場合、氏名や金額等の公表に、明示的に拒否しない限り基本的に同意したとなると、寄附へのマイナスインセンティブが働き、寄附を募るといふ行政活動が滞る懸念がある。
- 委 員 褒章を授与されるなら氏名と金額は公表すべき。公にしたいくないなら授与は控えた方がよいと市が話をしているとは思えない。
- 会 長 官報への掲載は氏名だけなので特定性は薄い。そういう前提で授賞する意思表示をしたとなると、本人が授賞することで氏名等の個人情報を公表することを積極的に認めたとまでは言えないのではないか。授賞することの中に既に個人情報をある程度公にするという趣旨が含まれていると言えるのかどうか。
- 委 員 審査会での審査に当たっては情報公開制度の趣旨から考えるべきである。寄附に関する情報の開示請求は、市民の知る権利に基づき寄附金の適正な用途をチェックするものなので、本来、寄附者の氏名、目的、金額等についてすべて公開するのが原則である。ただし例外として、個人情報保護の観点から制限されることもあり得る。したがって、氏名や住所等の個人を特定する情報以外の金額や目的の公開によっては個人が特定されることはなく、それらを開示することに支障はないと考える。
- 事 務 局 今回は公開請求自体が、特定の者についての請求になっている。
- 委 員 今回の請求者本人は寄附者を知っているので特定しているが、氏名を含めた開示請求である場合については、本人を特定する情報を開示する必要性はないので、氏名と住所は非公開でよい。

事務局 第2回審査会で、実際に担当課が寄附者の個人名を公開した資料があるが、寄附者の氏名を黒塗りせず公開している。

事務局 前回資料の17頁に寄附の目的と経緯の記載があるが、個人情報のため黒塗りにしている。

会長 金額は市の決算書を見れば毎年の寄附額は分かるので、紐づければ大体推測できる。

委員 金額や目的が公開されることによって個人が事実上特定されることと、情報公開請求の制度の中で個人を特定すべき情報を開示することとは、次元が異なるので区別して議論すべきである。

会長 金額は特定の寄附者の金額を明示しなくても、市の決算報告に明記されていれば、市の財政の透明性は確保され、それを用いて特定の者がいくら寄附したか推測できる。

会長 平成13年7月11日の寄附は、タウンニュースに掲載され、また市も関与しており、金額と掲載されていた範囲内での経緯まで公開すべき。それ以降は、既に請求者に情報公開されたものの中で分かっている部分もあるので、金額と経緯を非公開とする決定は正しい。ただし、寄付に関する財政的な透明性は、年度ごとの決算報告を参照することで確保される旨の説明を付帯する、という結論でよろしいか。

【全員了承】